

# 令和6年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務委託に係る企画提案募集要領

令和6年5月10日  
島根県健康福祉部高齢者福祉課

## 1 目的

別紙「業務委託仕様書」のとおり

## 2 委託内容

- (1) 事前調整
- (2) 当日管理運営
- (3) 企画
- (4) 広報
- (5) その他

※業務の詳細は、別紙「業務委託仕様書」のとおり

## 3 契約（事業実施）期間

契約日から令和7年1月15日まで

## 4 提案価格の上限額

金4,807千円（消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ）

※この金額には、企画提案書に基づく委託業務の全てが含まれるとともに、発注者その他関係団体との打ち合せ等に要する費用を含む

## 5 参加資格要件

この提案競争に参加する資格を有する者は、単独企業（団体）又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

### (1) 単独企業に関する資格及び条件

- ①島根県に本社、本店、本部等又は支店、支部等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に松江市内にて随時打ち合わせが可能な者であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ③地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ④島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑤消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）がないこと。
- ⑥国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）でないこと。
- ⑧暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- ⑨この提案競争に係る共同企業体の構成員でないこと。
- ⑩発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

- ①各構成員が(1)の①から⑧までの全てに該当すること。
- ②共同企業体が、2者以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ③各構成員が、この提案競争において他の共同企業体の構成員でないこと。
- ④各構成員が発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

6 募集に関するスケジュール等

(1) 「業務委託仕様書」の配布

【配布期間等】令和6年5月10日(金)から令和6年5月24日(金)まで  
島根県高齢者福祉課(島根県庁第二分庁舎1階)で配布(土日祝日を除く)、  
又は高齢者福祉課ホームページよりダウンロード

(2) 参加申込書の提出

①提出書類(いずれも郵送又は持参により提出すること)

・企画提案参加申込書 1部

※単独企業にあつては、様式第1-1号及び様式第2-1号を、共同企業体にあつては、様式第1-2号及び様式第2-2号を提出すること。

・会社概要書又は履歴書 1部

・法人の登記事項証明書又は身分証明書 1部

※物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、その写しの提出で可とする。

・島根県税に係る納税証明書 1部

※登録業者は、提出を要しない。

・消費税及び地方消費税に係る納税証明書 1部

※登録業者は、提出を要しない。

②提出期限

令和6年5月24日(金)17時

③提出先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地(島根県庁第二分庁舎1階)  
島根県健康福祉部高齢者福祉課

※持参の場合の受付時間は、9時~17時(土日祝日を除く)までとし、郵送の場合は郵便書留に限る。

④辞退

参加申込書提出以降にやむを得ず辞退する場合は、辞退届(様式任意)を持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。

(3) 委託内容に関する質問と回答

①提出期限

令和6年5月17日(金)17時

②質問方法

質問内容を書面(様式任意)にし、持参、郵送、FAX又は電子メールにより提出すること。  
※書面以外での質問は原則として受け付けない。

③提出先

郵送又は持参:上記6(2)③提出先 参照。

FAX : 0852-22-5238

電子メール : kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp

④回答方法

受け付けた質問をとりまとめ、県HP「入札情報」に掲載して回答する。

⑤回答予定日

令和6年5月22日(水)

(4) 企画提案参加資格確認審査結果の通知

企画提案参加申込者全員に対し、令和6年5月29日(水)までに通知する。

(5) 企画提案書の作成及び提出

①提出書類

企画提案書及び見積書 各7部(正本1部 副本6部)を持参又は郵送により提出すること。

※様式は任意だが、用紙はA4判縦向き、横書き、左綴じとする。なお、図表等は必要に応じ、A3判折り込みも可とする。

※複数の企画提案や、映像・音声による企画提案は認めない。

②提出期限

令和6年6月3日(月)17時

③提出先

上記6(2)③提出先 参照。

※提出期限以降における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。

(6) プレゼンテーション及び審査会

次のとおりプレゼンテーションを実施する。なお、日時、場所については変更する場合がある。

①日時

令和6年6月7日(金) 開始時間については別途連絡する。

②会場

会場については別途連絡する。

③審査会

- ・審査委員会を設置し、企画提案書及びプレゼンテーションを基に審査を行う。
- ・プレゼンテーションは1提案につき20分程度(内容説明15分以内、質疑応答5分程度)とする。
- ・審査会での資料の差し替えや追加提出は認めない。
- ・審査会で、映像や音声を活用することは差し支えないが、会場には、パソコン・モニター等の準備はしないので、活用する場合には、内容説明時間(15分)内で、提案者において必要な対応をとること。

(7) 選考結果(最優秀提案者)の通知

審査結果については、書面により令和6年6月10日(月)以降に提案者全員に通知する。

なお、審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

7 審査方法

審査委員会においては、次の視点で評価を行い最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

(1) 目的・趣旨の理解に関する事項

- ・事業の目的・趣旨を正しく理解し、反映されているか

(2) 企画内容に関する事項

- ・ステージイベントの企画力、集客力のある出演者の人選や効果的な演出となっているか
- ・子どもや家族層が多数参加できる出展企画となっているか
- ・イベント参加を促す広報展開の内容となっているか

(3) 業務遂行能力等に関する事項

- ・責任者及びスタッフ、実施体制、スケジュールの設定は適正か
- ・関係団体との必要な調整など、適切な判断のもとで業務遂行が見込めるか
- ・県の企画意図、目的、意向等を確実に反映した事業実施が可能か
- ・過去に本業務と同様又は類似の業務実績があるなど信頼度は高いか
- ・「しまね子育て応援企業」又は「しまね女性の活躍応援企業」に認定・登録されているか

(4) 見積内容

- ・適切な見積り内容となっているか

8 契約の締結

(1) 事前協議

7により最優秀提案者として選定された者と契約内容について協議し、改めて見積書を徴した上で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で企画内容を変更する協議を含み、これが不調の場合には、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約書及び業務仕様書

契約にあたっては、契約書及び仕様書を別途作成する。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第69条第2項に該当する場合は免除する。

(4) 前払金

なし。

9 留意事項

(1) 企画提案書の無効

次に掲げる企画提案書は無効とする。

- ・5の参加資格のない者が提出した企画提案書
- ・虚偽の記載がなされた企画提案書

(2) 提案者の失格

審査員その他関係者に対して、事前に働きかけを行った提案者については失格とする。

(3) 企画提案書作成等に係る経費負担

企画提案書の作成、提案及び提出等に係る経費は提案者の負担とする。

(4) 企画提案書の取扱い

企画提案書は、原則として返却しない（辞退の場合も含む）。

(5) 著作権の取扱い

- ①選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前であっても提案者に帰属するものとする。
- ②選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
- ③発注者は、提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。

(6) 個人情報の取扱い

本業務の処理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）を遵守するものとする。

10 提出先及び問い合わせ先（再掲）

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地（第二分庁舎1階）  
島根県健康福祉部高齢者福祉課 担当：藤江・川畑  
電話：0852-22-6696 FAX：0852-22-5238  
電子メール：kaigo-jinzai@pref.shimane.lg.jp

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

(提出者)

会社(団体)名

所在地

代表者名

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール

下記調達の公募型企画提案競争に参加したいので、下記のとおり資料を提出します。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 令和6年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務
- 2 提出資料
  - ・公募型企画提案競争参加資格確認書(様式第2-1号)
  - ・会社概要書又は履歴書
  - ・法人の登記事項証明書又は身分証明書
  - ※物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、その写しの提出で可とする。
  - ・島根県税に係る納税証明書
  - ※登録業者は、提出を要しない。
  - ・消費税及び地方消費税に係る納税証明書
  - ※登録業者は、提出を要しない。

企画提案参加申込書

令和 年 月 日

島根県知事 丸山 達也 様

(共同企業体)

名称  
所在地

(共同企業体の代表者)

会社(団体)名  
所在地  
代表者

印

(共同企業体の構成員)

会社(団体)名  
所在地  
代表者

印

(連絡責任者)

所属  
職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メール

下記調達の公募型企画提案競争に参加したいので、下記のとおり資料を提出します。  
なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること及び添付書類の記載事項について事実と相違しないことを誓約します。

記

- 1 調達件名 令和6年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務
- 2 提出資料 公募型企画提案競争参加資格確認書(様式第2-2号)
  - ・共同企業体概要書等
  - ・共同企業体を構成する各法人の登記事項証明書又は身分証明書
  - ※物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱(昭和45年島根県告示第4号)第4条の規定により入札参加資格の認定を受けている者(以下「登録業者」という。)については、その写しの提出で可とする。
  - ・共同企業体を構成する各法人の島根県税に係る納税証明書
  - ※登録業者は、提出を要しない。
  - ・共同企業体を構成する各法人の消費税及び地方消費税に係る納税証明書
  - ※登録業者は、提出を要しない。

公募型企画提案競争参加資格確認書

島根県知事 丸山 達也 様

案件名称：令和6年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務委託

- 1 当社(団体)は、島根県に本社、本店、本部等又は支店、支部等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、松江市内にて随時打ち合わせが可能な者です。
- 2 当社(団体)は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しません。
- 3 当社(団体)は、地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者ではありません。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用しません。
- 4 当社(団体)は、島根県税について未納の徴収金(納期限が到来していないものを除く。)はありません。
- 5 当社(団体)は、消費税及び地方消費税について未納の税額(納期限が到来していないものを除く。)はありません。
- 6 当社(団体)は、島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者ではありません。
- 7 当社(団体)は、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。)ではありません。
- 8 当社(団体)は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。
- 9 当社(団体)は、このプロポーザルに係る共同企業体の構成員ではありません。
- 10 当社(団体)は、発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できます。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(提出者)

会社(団体)名  
所在地  
代表者名

印

(連絡責任者)

所属  
職・氏名  
電話番号  
ファクシミリ  
電子メール

公募型企画提案競争参加資格確認書

島根県知事 丸山 達也 様

案件名称：令和 6 年度島根県「介護の日」イベント企画運営業務委託

- 1 当企業体の構成員は全て、島根県に本社、本店、本部等又は支店、支部等を有し、委託業務終了までの間、発注者が必要と認める時に、松江市内にて随時打ち合わせが可能な者です。
- 2 当企業体の構成員は全て、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しません。
- 3 当企業体の構成員は全て、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者ではありません。また、その者を代理人、支配人その他使用人又は入札代理人として使用しません。
- 4 当企業体の構成員は全て、島根県税について未納の徴収金（納期限が到来していないものを除く。）はありません。
- 5 当企業体の構成員は全て、消費税及び地方消費税について未納の税額（納期限が到来していないものを除く。）はありません。
- 6 当企業体の構成員は全て、島根県が実施する入札について指名停止を受け、提出書類の提出期限日においてその措置の期間が満了していない者ではありません。
- 7 当企業体の構成員は全て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われている者（同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、島根県が別に定める手続に基づき、入札参加資格の受付がなされている者は除く。）ではありません。
- 8 当企業体の構成員は全て、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていません。
- 9 当企業体の構成員は全て、このプロポーザルに係る他の共同企業体の構成員ではありません。
- 10 当企業体は、共同企業体結成に係る協定を締結しています。
- 11 当企業体の構成員は全て、発注者との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できます。

上記のとおり相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(共同企業体)

名称

所在地

(共同企業体の代表者)

会社(団体)名

所在地

代表者

印

(連絡責任者)

所属

職・氏名

電話番号

ファクシミリ

電子メール